平成 31 年３月 15 日

各　位

会　　社　　名　共英製鋼株式会社
代　表　者　名　代表取締役社長　　廣冨 靖以
（コード番号：5440　東証第一部）
問　合　せ　先　上席執行役員　　榎本 堅
（TEL: 06-6346-5221）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 31 年３月 15 日開催の取締役会において、平成 31 年６月 25 日開催予定の第 75 回定時株主総会にて、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
〔監査役の選任〕 第 31 条　（条文省略） ２）（条文省略） （新　設） （新　設）	〔監査役の選任〕 第 31 条　（現行どおり） ２）（現行どおり） ３）当会社は、会社法第 329 条第３項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ４）前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
〔監査役の任期〕 第 32 条　（条文省略） ２）補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	〔監査役の任期〕 第 32 条　（現行どおり） ２）任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成31年６月25日
定款変更の効力発生日　　平成31年６月25日

以　上